

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1	81	11-16	<p>環境にやさしく持続可能な農業を推進するために、<u>1999年に「持続農業法」^①が制定された。この法律に基づき、たい肥の適正量を守り、化学肥料・農薬の使用量の低減など環境に配慮した農業を実施し、消費者の求めるより安全・安心な農産物供給につとめている農業者は、各都道府県に申請して審査に合格することで、エコファーマーの認定を受けることができる。</u></p>	<p>環境にやさしく持続可能な農業を推進するために、<u>1999年に「持続農業法」が制定され、化学肥料や農薬の使用量の低減など環境に配慮した農業の実現をめざした。その後、気候変動の激化、生物多様性の低下など、食料システムをとりまく環境がさらに変化したことによって、よりいっそう環境への負荷の低減をはかることが必要となり、2022年には「みどりの食料システム法^①」が施行された。</u></p>
	81	側注 ^①	<p><u>①持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律。</u></p>	<p><u>①正式には「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」といい、土づくりの推進、化学農薬・化学肥料の使用削減、温室効果ガスの排出量削減、地域ぐるみでのスマート技術の活用、有機農業の団地化、先端的技術の開発、新商品（食品）の開発などによって、農林漁業および食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等をめざしている。</u></p>
	271	み	<p><u>緑の革命…………… 53</u></p>	<p><u>緑の革命…………… 53</u> <u>みどりの食料システム法</u> <u>…………… 81</u></p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
2	79	10	<u>持続農業法</u>	<p><u>「持続農業法^①」</u></p> <p><u>①持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律。この法律のとり組みを含めた「みどりの食料システム法」が2022年に施行されたため、同法は廃止された。</u></p>